

○胎内市企業設置促進条例

平成17年9月1日

条例第221号

(目的)

第1条 この条例は、企業誘致の促進と市内企業の育成のため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造、加工又は修理を行う施設をいう。
- (2) 事業所 物の販売及びサービス業、運輸、通信、倉庫、こん包、建設業等の事業を行う施設をいう。
- (3) 企業 工場及び事業所の総称をいう。
- (4) 新設 市内に工場又は事業所を有しない者が、市内に施設を設けることをいう。
- (5) 増設 市内の既存企業が施設を拡充し、かつ、常用雇用者の数を増加することをいう。
- (6) 移設 市内の既存企業が既に設けている施設を廃止して、市長が適当と認める地域に移転し、かつ、常用雇用者の数を増加することをいう。
- (7) 設置 新設、増設及び移設の総称をいう。

(奨励企業の指定)

第3条 市長は、規則で定める基準により、この条例による奨励措置を行う企業（以下「奨励企業」という。）を指定することができる。

(奨励措置)

第4条 市長は、奨励企業に対し次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

- (1) 便宜の供与
- (2) 固定資産税の課税免除
- (3) 助成金等の交付

(便宜供与)

第5条 市長は、企業を設置しようとする者に対しその設置を容易にするための便宜を

供与するものとする。

(課税免除)

第6条 市長は、奨励企業に対して課する固定資産税については、当該事業の開始の日の属する年の翌年の1月1日（当該事業の開始日が1月1日である場合は、同日）を賦課期日とする年度から3年間、課税を免除することができる。

(助成金等)

第7条 第4条第3号に規定する助成金等の種類、内容及び交付要件は別表第1のとおりとし、対象となる業種は別表第2とする。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、奨励企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 奨励企業の指定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 市税の納付を怠ったとき。
- (4) 偽りその他の不正行為により奨励企業の指定を受けたとき。
- (5) その他条例又は規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対して、既に交付した助成金等の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の承継)

第9条 合併若しくは営業譲渡その他の事由により奨励企業に指定された者から当該事業を承継した者は、市長の承認を得て当該奨励企業の地位を承継することができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、奨励企業に対し規則で定める事項について報告を求め、又は職員に実地に調査をさせることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中条町工場誘致条例（平成7年中条町条例第2号）又は黒川村企業誘致条例（平成8年黒川村条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月23日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の胎内市企業誘致条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。ただし、この条例の施行の際現に改正前の条例第5条の規定により課税免除の適用を受けている企業については、この条例施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第23号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月2日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日までに、改正前の胎内市企業設置促進条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和4年12月23日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年11月4日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の胎内市企業設置促進条例の規定により固定資産税の課税免除の奨励措置を講じられている企業については、当該規定により定められた期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

種類	内容	交付要件
用地取得助成金	<p>(1) 用地取得費の15パーセント以内の額（1億円を限度とする。以下これらを「助成限度額」という。）を助成金として交付する。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、助成限度額を超えて助成することができる。</p> <p>(3) 助成金は、事業開始後5年間に分割して交付する。</p>	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 企業を工業団地に設置する者で、かつ、別表第2に定める業種のもの（以下「特例奨励企業」という。）であること。</p> <p>(2) 用地の取得面積が7,000平方メートル以上で、かつ、当該企業の建築面積が用地取得面積のおおむね10パーセント以上であること。</p> <p>(3) 当該用地取得後3年以内に事業を開始すること。</p> <p>(4) 事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間他に転売しないこと。</p>
用地賃貸借助成金	<p>(1) 賃貸借に係る用地の固定資産税相当額を助成金として交付する。</p> <p>(2) 助成期間は、事業開始の</p>	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 特例奨励企業であること。</p>

	日の属する年度の翌年度から5年間とする。	(2) 用地の賃貸借契約を締結していること。 (3) 用地の賃貸借契約締結後3年以内に事業を開始すること。
雇用促進奨励金	(1) 企業の設置に伴い、新たに雇用された者のうち、市内に住所を有するもの（以下「市民従業者」という。）1人につき10万円（総額500万円を限度とする。）を奨励金として交付する。 (2) 奨励金の交付は、1企業につき1回限りとする。	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 市民従業者の数が新設にあつては10人以上、増設にあつては5人以上、移設にあつては3人以上であること。 (2) 奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日までに市民従業者を雇用し、かつ、事業開始後において、1年以上継続して雇用すること。
工業用水道使用料助成金	(1) 基本使用料の20パーセント（千円未満の端数を切り捨て、年間100万円を限度とする。）に相当する額を助成金として交付する。 (2) 助成金の交付は、新設した場合に限る。 (3) 助成期間は、工業用水を使用した月の翌月から5年間とする。	特例奨励企業であること。

別表第2（第7条関係）

対象業種	
大分類	中分類
製造業	全般
情報通信業	全般
運輸業	全般
卸売・小売業	卸売業
その他	上記類似業種で市長が特に認める業種

備考 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）による。